

改正案	現行
<p>（監査報告書等の記載事項）</p> <p>第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中間監査報告書 次に掲げる事項</p>	<p>（監査報告書等の記載事項）</p> <p>第四条 前条第一項の監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。以下同じ。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。以下同じ。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 中間監査報告書 次に掲げる事項</p>

- イ (略)
- ロ 経営者の責任
- ハ 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任
- ニハ (略)
- 三 四半期レビュー報告書 次に掲げる事項
- イ (略)
- ロ 経営者の責任
- ハ 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任
- ニハ (略)
- 2} 6 (略)
- 7 第二項第二号イに掲げる中間監査の対象は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲について記載するものとする。
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 8 第一項第二号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。
 - 一 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
 - 二 中間財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

- イ (略)
- ロ 実施した中間監査の概要
- (新設)
- ハハ (略)
- 三 四半期レビュー報告書 次に掲げる事項
- イ (略)
- ロ 実施した四半期レビューの概要
- (新設)
- ハハ (略)
- 2} 6 (略)
- 7 第一項第二号イに定める中間監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。
 - 一 中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲
 - 二 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
 - 三 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
- 8 第一項第二号ロに定める中間監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。
 - 一 中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨
 - 二 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な表示に關して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかど

9 | 第一項第二号八に掲げる中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること。
- 二 中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨
- 三 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。
- 四 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。
- 五 中間監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表等の表示を検討していること。
- 六 中間監査手続の選択及び適用は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。
- 七 中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。
- 八 中間監査の結果として中間財務諸表等に対する意見表明のため

うかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われていること。

四 中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと。

(新設)

の基礎を得たこと。

10| 第一項第二号二に掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に關する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響又は実施できなかつた重要な中間監査手続及び当該事実が影響する事項

三 (略)

11| 第一項第二号ホに掲げる事項は、中間財務諸表等規則第五条の十八又は中間連結財務諸表規則第十七条の十四の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

12| 第一項第三号イに掲げる四半期レビューの対象は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲について記載するものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

9| 第一項第二号八に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に關する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響又は重要な監査手続を実施できなかつた事実が影響する事項

三 (略)

10| 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五条の十八又は中間連結財務諸表規則第十七条の十四の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

11| 第一項第三号イに定める四半期レビューの対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等の範囲

二 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。

三 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独

13| 第一項第三号ロに掲げる経営者の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 四半期財務諸表等の作成責任は経営者にあること。
- 二 四半期財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあること。

14| 第一項第三号ハに掲げる四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあらず。
- 二 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨
- 三 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、それらの手続の選択及び適用は四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の判断によるが、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われた旨
- 四 四半期レビューの結果として入手した証拠が結論表明の基礎を

立の立場から四半期財務諸表等に対する結論を表明することにあること。

12| 第一項第三号ロに定める四半期レビューの概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった四半期レビュー手続を記載するものとする。

- 一 四半期レビューが一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して行われた旨
- 二 四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、財務諸表等の監査に比べ限定された手続により行われた旨

(新設)

与えるものであること。

15| 第一項第三号二に掲げる結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）又は実施できなかつた重要な四半期レビュー手続及び当該事実が影響する事項

三 (略)

16| 第一項第三号ホに掲げる事項は、四半期財務諸表等規則第二十一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

17| 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号二に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号二に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合又は同

13| 第一項第三号八に定める結論は、次の各号に掲げる結論の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 (略)

二 除外事項を付した限定付結論 四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していないと信じさせる事項が認められなかつた旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該四半期財務諸表等に与えている影響（当該影響を記載することができる場合に限る。）又は重要な四半期レビュー手続を実施できなかつた事実が影響する事項

三 (略)

14| 第一項第三号二に定める事項は、四半期財務諸表等規則第二十一条又は四半期連結財務諸表規則第二十七条の規定による注記に係る事項及び正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当であると判断した事項について記載するものとする。

15| 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続又は四半期レビュー手続が実施されなかつたこと等により、第一項第一号二に定める意見を表明するための基礎を得られなかつた場合若しくは同項第二号八に定める意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場

項第三号二に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号二若しくは第二号二の意見又は同項第三号二の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

18) 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第二十項において同じ。）に準拠して作成されている場合には、第一項第一号二並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一・二（略）

19) 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号二並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第一項第二号二並びに第十項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

20) 第十八項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号二並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計

合又は同項第三号八に定める結論の表明ができない場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号二若しくは第二号八の意見又は同項第三号八の結論の表明をしない旨及びその理由を監査報告書若しくは中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に記載しなければならない。

16) 監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に準拠して作成されている場合には、第四条第一項第一号二並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一・二（略）

17) 前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号二並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第二号八並びに第八項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

18) 第十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号二並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企

の基準」とあるのは、「第一項第三号二及び第十五項各号に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第三号八及び第十三項に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。